

私たちの行動規範

目次

CEOメッセージ.....	4
経営理念.....	5
行動規範について.....	6
第1章. バリュー/私たちが大切にする価値観.....	6
第2章. 原則：安全とコンプライアンス.....	7
第1条 安全最優先.....	7
第2条 倫理とコンプライアンス.....	7
第3章. 人権を尊重した経営.....	7
第3条 国際的な人権規約や法令の理解.....	7
第4条 人権尊重のための取り組み姿勢.....	8
第5条 人権デュー・ディリジェンスの実施と問題解決.....	8
第4章. 環境問題への取り組み.....	9
第6条 気候変動への対応.....	9
第7条 循環型社会の実現.....	9
第8条 環境リスク対策の推進.....	9
第9条 生物多様性保全への取り組み.....	10
第5章. 社会との共創による持続可能な社会への貢献.....	10
第10条 持続可能な社会への貢献.....	10
第11条 共創型社会貢献活動の推進.....	10
第12条 地域社会との共創.....	11
第13条 政治・行政との共創.....	11
第6章. 製品・サービスに関わる安全と安心の確保.....	12
第14条 レスポンシブル・ケア.....	12
第15条 成長をけん引するビジネスの革新.....	12
第16条 安全・安心を見据えたマーケティング.....	12
第17条 安全・安心を高める技術開発.....	13
第18条 安全・安心の提供.....	13
第19条 安全・安心に関する情報へのアクセス.....	13
第7章. 公正で誠実な取引活動.....	14
第20条 反腐敗・汚職防止.....	14
第21条 競争法の遵守.....	14
第22条 安全保障と輸出取引管理.....	14
第23条 責任ある調達.....	15
第24条 利益相反の防止.....	15
第8章. 公平で公正な雇用・労働.....	15
第25条 多様性の尊重と公平・公正な機会の提供.....	16

第26条 公正な雇用慣行	16
第27条 職場における人権尊重	16
第28条 キャリア形成・能力開発の促進.....	17
第9章. 会社資産の取扱い.....	17
第29条 会社資産の保全	17
第30条 知的財産の尊重	18
第31条 個人情報の保護	18
第10章. 情報開示と広報活動.....	18
第32条 適時・適切な情報開示	18
第33条 正確な記録と報告.....	19
第34条 株主・投資家との対話	19
第35条 インサイダー取引の防止.....	19
第36条 メディア対応と公的発言.....	20
第11章. 危機管理の徹底.....	20
第37条 危機管理体制の整備.....	20
第38条 反社会的勢力の排除.....	20
第39条 テロ・紛争の脅威に対する危機管理.....	21
第40条 情報セキュリティの確保.....	21
第41条 災害リスク対策	22
第12章. オープンなコミュニケーションによる相談・報告	22
第42条 上長・同僚への相談・報告	22
第43条 率直なコミュニケーションの尊重	22
第44条 会社が用意する相談先の活用	23
第13章. リーダーの役割.....	23
第45条 ガバナンス体制の構築	23
第46条 経営陣のコミットメント.....	23
第47条 マネージャーのリーダーシップ.....	24
第48条 緊急事態発生時のコミットメント	24

CEOメッセージ

皆さん、ご安全に！

当社グループのグローバル化は急速に進んでおり、事業を展開する国、地域は、一層拡大しています。それぞれの国では独自の慣習が存在し、法規制も国ごとに異なっています。ある国では適法だが他の国ではそうではない、といったことも起こり得ますが、レゾナックグループが目指す「世界で戦える会社」であるためには、いつ、どこであっても、仮にルールで明確に定められていなくても「高い倫理観」を持って、グループ従業員一人ひとりが行動しなければならず、それができなければ「持続可能な社会に貢献する会社」と胸を張る資格はありません。

行動規範は「化学の力で社会を変える」というパーパス（存在意義）を実現するために、とるべき行動を定めており、私たち一人ひとりが、あるべき姿、ありたい姿をはっきりとイメージし、自律的、主体的に行動できるようになることを目的としています。一人ひとりが行動規範に基づいて自律的・主体的にサステナビリティ重要課題（マテリアリティ）に取り組み続けることで、パーパス（存在意義）の実現に近づきます。

「化学の力で社会を変える」ためには、全てのステークホルダーに対して責任を果たしていく必要があります。その基盤となる重要な要素が安全最優先とコンプライアンスの徹底です。

心身共に健康だからこそ、働く本人とその人を取り巻く人たちは幸せを感じることができます。家を出るときと同じ状態で、仕事を終えて家に帰ることが何よりも大切です。誰かが傷つくと、傷ついた本人や家族だけでなく、傷ついた本人の職場も不幸になります。また、不正は積み上げてきた信頼を地に落とし、それを回復するには積み上げた以上の時間を必要とします。また不正によって得られた利益を社会のために使っても喜ぶ人はいません。結果としてステークホルダーに対しての価値提供にもつながりません。私たちが統合新会社を誇れる会社にしていくために、改めて安全とコンプライアンスの重要性を強く認識しなければなりません。

そのうえで、私たちの事業活動に関わる国際社会や人々から信頼されることは、レゾナックグループがグローバル企業として在り続けるために、最も重要かつ欠かせないものです。

当社グループが、世界で戦う「良い会社」を目指すためには、そこで働く一人ひとりが仕事に情熱と誇りを持ち、実力主義、成果にこだわることで、「良い会社」へと成長していかなければなりません。化学と真摯に向き合い、数世代先の未来を見通す先見性を持ち、自律した高い倫理観と全てのステークホルダーに対する誠実さを持つことで、信頼を寄せられるレゾナックグループを目指していきましょう。

以上

経営理念

P u r p o s e / 存在意義

化学の力で社会を変える

先端材料パートナーとして時代が求める機能を創出し、グローバル社会の持続可能な発展に貢献する

V a l u e s / 私たちが大切にしている価値観

プロフェッショナルとしての成果へのこだわり

仕事に情熱と誇りを持つ

実力主義、成果にこだわる

結果、グローバルで認められる一流としての実力を持つ

枠を超えるオープンマインド

互いへの信頼と尊重を示す

オープンに、領域を定めず関わりあう

結果、内外のステークホルダーとの共創を実現する

機敏さと柔軟性

挑戦を称賛し失敗に寛容になる

思考と行動に柔軟性とスピードを持つ

結果、組織としての基本速度をあげる

未来への先見性と高い倫理観

化学と真摯に向き合う

数世代先の未来を見通す先見性を持つ

化学技術への自律した倫理観と全てのステークホルダーに対する誠実さを持つ

行動規範について

行動規範は、レゾナックグループで働く全ての人たちが守るべきものであり、道しるべとして、私たち全体をひとつに方向付けるものです。

具体的には、「化学の力で社会を変える」というパーパス（存在意義）を実現するために、とるべき行動を定めており、私たち一人ひとりが、あるべき姿、ありたい姿をはっきりとイメージし、自律的、主体的に行動できるようになることを目的としています。

本文にある行動をより深く理解できるように、その理由となる背景を一緒に記載しています。

一人ひとりが行動規範に基づいて自律的・主体的に行動し、サステナビリティ重要課題（マテリアリティ）に取り組み続けることで、パーパス（存在意義）の実現に近づくだけでなく、レゾナックグループで働く私たちの行動に基準（レゾナックらしさ）が生まれ、やがて企業文化になります。

迷ったときは常に行動規範を振り返り、日々の行動の基準としましょう。

第1章. バリュー/私たちが大切にしている価値観

背景)

技術の進歩の結果、人々のくらしは物質的に豊かになった一方で、その代償として地球環境は危機的状況にあります。この矛盾を解消することが、これからの社会にとって最も重要な課題です。私たちは、何世代にもわたって地球環境と人々の幸福の両立に貢献することを目指し、時代が求める技術と機能を先んじて描き、創り、化学の力を正しく活かしていかなければなりません。

本文)

バリューは私たちが大切にしている価値観です。私たちはバリューを実践し、仲間とより良い社会を共創することで、持続可能な社会に貢献していきます。

私たちは、

- ・ 仕事に情熱と誇りを持ち、実力主義、成果にこだわることで、グローバルで認められる一流としての実力を持ちます。
- ・ 挑戦を称賛し失敗に寛容になり、思考と行動に柔軟性とスピードを持つことで、組織としての基本速度をあげます。
- ・ 互いへの信頼と尊重を示し、オープンに、領域を定めず関わりあうことで、社内外のステークホルダーとの共創を実現します。
- ・ 化学と真摯に向き合い、数世代先の未来を見通す先見性を持ち、化学技術への自律した倫理観と全てのステークホルダーに対する誠実さを持ちます。

「化学の力で社会を変える」というパーパス（存在意義）と4つのバリューを私たちの日々の判断基準とし、行動規範に常に立ち返って行動することで、世界トップクラスの機能性化学メーカーを目指します。

第2章. 原則：安全とコンプライアンス

第1条 安全最優先

背景)

事故・災害を起こさない基本は、まず私たち一人ひとりがルールを守り、自分の身を守ることです。さらに、管理監督者は自分の管理する職場で働く人々を事故や災害から守るために、徹底した危機管理を行い、誰もがより安全に働くことができる環境を整備する責任があります。また、部下は定められたルールと管理監督者の指示に従って仕事をし、ルールの改善を提案する義務があります。

本文)

私たちは、

- ・ 「安全は全てに優先する」に基づいて行動します。
- ・ 「全ての災害は防ぐことができる」との強い信念を持って、共に働く仲間や自らが働く職場を災害から守ります。
- ・ 安全最優先に基づく行動および共に働く仲間に対する働き掛けや相互注意を、お互いに認め合い称賛します。

第2条 倫理とコンプライアンス

背景)

私たちの事業活動に関わる国際社会や人々から信頼されることは、レゾナックグループがグローバル企業として在り続けるために、最も重要かつ欠かせないものです。

ひとたび、私たちのうち一人でも法令や倫理に反する行動をとると、それまで積み上げてきた国際社会や人々からの信頼が瞬く間に失われることとなります。

本文)

私たちは、

- ・ レゾナックグループが事業を遂行する各国・地域において適用される法令や手続きおよび関連する社内規程を理解し、遵守します。
- ・ 法令遵守のみならず、高い倫理観と未来への先見性を持って、正直に、公平にそして誠実に自らの業務を遂行します。

第3章. 人権を尊重した経営

第3条 国際的な人権規約や法令の理解

背景)

人権を配慮した事業活動を行うことは、共に働く人々を守り、共により良い社会をつくっていくビジネスパートナーやお客さま、地域社会からの信頼を得るための基本です。一方、人権を尊重しない事業活

動を行うと、レゾナックグループが重大なリスクにさらされ、評判を大きく損ない、結果として、事業を継続できなくなる可能性があります。

本文)

私たちは、

- ・ レゾナックグループの人権方針を遵守します。
- ・ ビジネス上の意思決定に際して、事業活動を行う各国・地域で適用される全ての人権尊重に関する法令や手続きを遵守します。
- ・ 万が一、当該国・地域の法令と国際的に認められている人権原則との間で差異や矛盾が生じる場合や、相反する要求に直面した場合には、未来への先見性と高い倫理観を持って行動し、国際的に認められている人権原則を尊重する方法を追求します。

第4条 人権尊重のための取り組み姿勢

背景)

企業の事業活動がグローバル化する中でさまざまな人権に関わる課題が発生しています。国籍、人種、性別、年齢、障がい、信仰、性的指向、性自認等の差別およびハラスメントの禁止、労働搾取を目的とする児童労働や強制労働、人身売買のない労働環境の提供と過剰な労働時間の削減、最低賃金の確保、結社の自由と団体交渉権の尊重が求められています。

本文)

私たちは、

- ・ 事業活動のあらゆる局面において人権を尊重すると共に、人権への負の影響の防止と軽減に努めます。
- ・ 自らの事業活動においてだけでなく、ビジネスパートナーに対しても、一切の労働搾取を目的とする児童労働や強制労働、人身売買に関与しないことを求めます。
- ・ 会社が実施する人権尊重のための教育・研修に参加することをはじめ、人権尊重の取り組みに積極的に関与します。
- ・ 事業活動を通じて関わり合う方々とのオープンな対話・協議を踏まえ、グローバルおよびローカル両方の法令や手続きを考慮しながら、人権尊重のための取り組みを進化させていきます。

第5条 人権デュー・ディリジェンスの実施と問題解決

背景)

全ての人の尊厳が確保され、誰もが等しく尊重される社会の実現のために、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、事業活動に伴う人権侵害のリスクを特定し、防止し、軽減し、救済に努めることが求められています。

本文)

私たちは、

- ・ 国際的な人権規約に基づいた人権デュー・ディリジェンスの取り組み（人権に係るリスク評価、サプライチェーンの追跡、採用手続き、監査・苦情処理メカニズムの構築、情報の開示）を日々の手続き・業務に反映します。

- ・ 事業活動のあらゆる場面で、人権への負の影響を含む懸念を感じたら、職場の管理責任者や責任部門等決められた報告先に速やかに報告します。

第4章. 環境問題への取り組み

第6条 気候変動への対応

背景)

気候変動の影響は地球上の全ての人に及びます。長期的視野に立って次世代のために、今できることから取り組まなければなりません。

本文)

私たちは

- ・ 気候変動による事業活動への影響を把握し、負の影響の軽減・防止に取り組みます。
- ・ カーボンニュートラル実現に向けて、あらゆる場面で一人ひとりができることから取り組みます。
- ・ 省エネルギー推進や設計開発から廃棄までの製品ライフサイクル全体を通じて温室効果ガスの排出削減に努め、地球規模での持続可能な脱炭素社会の実現に貢献します。

第7条 循環型社会の実現

背景)

循環型社会のコンセプトは、廃棄物の発生抑制（リデュースReduce）、再使用（リユースReuse）、再生利用（リサイクルRecycle）の推進により資源の有効利用を通じて環境と経済の両立を目指すものです。

限りある地球の資源・エネルギーを長く利用し続けるためには、資源を循環的に利用し、資源あたりの生産性を向上させることが必要です。

本文)

私たちは

- ・ 循環型社会の実現に向けて、廃棄物の再資源化と資源の効率的な利用に取り組みます。
- ・ 循環経済（サーキュラー・エコノミー）に貢献するため製品の設計開発から廃棄まで製品ライフサイクル全体に配慮した事業活動を行います。
- ・ 循環型社会の実現に向け、枠を超えるオープンマインドを発揮し、各業種や行政、自治体、国際団体と共創します。

第8条 環境リスク対策の推進

背景)

化学は、生活を豊かにすることも地球環境を悪化させることもできます。次世代に負の影響を残さないために、化学産業には環境汚染の予防と今すでに存在している環境問題の解決が求められています。

本文)

私たちは、

- ・ 事業活動が、サプライチェーン全体を通じて環境に与えるリスクを常に考え、環境への負の影響が最小となるよう、環境にやさしい技術の開発と普及を行います。
- ・ 過去の事業活動が環境へ与えた負の影響を把握し、その課題解決に真摯に取り組みます。

第9条 生物多様性保全への取り組み

背景)

私たちのくらしや事業活動は、自然の恵みである生態系の営みによって支えられている一方で、生物の多様性は急速に損なわれつつあり、環境問題にさらされています。

本文)

私たちは、

- ・ 生物多様性を保全することが、生態系の生み出す自然回復力にとって重要であるとの認識のもと、事業活動が生態系に与える影響を評価し、森林、土壌、水、大気、生物資源等の自然資本の持続可能な活用に取り組みます。
- ・ 事業活動が生態系に与える影響を評価し、社会やお客さま、ビジネスパートナー、政府・行政、国際機関、NPO、NGO等の多様なステークホルダーと連携して生物多様性保全活動を広く行います。

第5章. 社会との共創による持続可能な社会への貢献

第10条 持続可能な社会への貢献

背景)

持続可能なグローバル社会に貢献し、社会と共に持続的に成長するために、社会課題解決による企業成長と世界で仲間をつくる会社になることを目指します。

本文)

私たちは、

- ・ 事業活動を通じて社会の課題を解決し、持続可能な社会の構築に貢献すると共に、自らの成長を実現します。
- ・ お客さま、ビジネスパートナー、地域社会や株主・投資家、そして従業員同士での共創により、技術や事業、事業活動を通じて社会の課題を解決し、社会に価値を提供します。

第11条 共創型社会貢献活動の推進

背景)

化学はあらゆる産業の起点であり、多くの社会課題を解決する力があります。共創型化学会社として、ビジネスパートナーと共に課題解決に取り組むことへの期待が寄せられています。

本文)

私たちは

- ・ お客さま、ビジネスパートナー、政府・行政、国際機関、NPO、NGO、地域等の多様なステークホルダーと連携した社会貢献活動を行います。
- ・ 地域の活動へ積極的に参画し、課題を共に解決していくことをとおして、地域との良好な関係を築くと共に、地域からの信頼を得ることを目指します。
- ・ 社会貢献活動に参加することで、社会課題の発見や課題解決能力を高め、より良い社会づくりへの志を養います。

第12条 地域社会との共創

背景)

レゾナックグループの事業活動は、地域からの信頼に支えられていることを肝に銘じ、事業活動を展開する各国・地域において、現地の社会事情を理解し、その文化や慣習、宗教に十分配慮した活動を行わなければなりません。

本文)

私たちは

- ・ 事業活動、社会活動をとおして、事業を展開する地域社会との良好な関係を構築し、信頼されるよう努めます。
- ・ 地域社会の一員であることを自覚し、積極的に地域社会にかかわることをとおして、当社に期待される役割を理解するとともに、社会課題の解決に貢献します。

第13条 政治・行政との共創

背景)

個人や企業の活力を引き出す制度改革を推進すべく、政策提言や意見表明等の政治・行政と建設的な対話を行うと共に、政党の政策立案や推進能力の強化に積極的に貢献することが求められています。

本文)

私たちは

- ・ 事業を展開する国や地域において、政治・行政と連携する際には、当該国・地域における関係法令や手続きを遵守します。
- ・ 個人として、政治団体、政府関係者または候補者を支援する等の政治活動を行う際は、会社の代表としてではなく、個人的に行動していることを明確にします。勤務中や会社経費を使つての活動は行いません。

会社は、

- ・ ロビー活動、政治献金および利益相反への対処について、責任ある政治的関与に関する方針と活動に関する規程を定め、政治・行政と建設的な対話と、オープンかつ積極的な意見交換ができる透明性の高い関係を維持します。

第6章. 製品・サービスに関わる安全と安心の確保

第14条 レスポンシブル・ケア

背景)

化学の持つ力を正しく活用し社会に貢献するためには、製品の有害性をコントロールすると共に、化学製品の有益性とリスクに関する正しい情報を社会と共有することが重要です。

本文)

私たちは、

- ・ レゾナックグループのレスポンシブル・ケア行動指針を遵守します。
- ・ 管理を誤ると、人命や環境を損なう事故や災害を引き起こす可能性のある製品を取扱っていることを常に意識します。
- ・ 製品が直接最終消費者の手元に渡ることが少なく、消費者にとって有益性と有害性が区別しづらいことを認識したうえで事業活動を行います。
- ・ 化学物質の性質を明らかにし、リスクを最小限にしながら、その有用性を最大限に活用すると共に、これらの活動についてあらゆるステークホルダーとの対話・コミュニケーションを深めることで、社会からの信頼性向上に努めます。

第15条 成長をけん引するビジネスの革新

背景)

社会が抱える地球規模の課題に解決策を提供すると共に、より豊かなくらしの実現に貢献することで事業を成長させることが求められています。

本文)

私たちは、

- ・ お客さまや市場の変化を先取りし、自らの意識と行動を変え、イノベーションを成長の軸として革新的なビジネスモデルを追求します。
- ・ 最新の技術を最大限に活用した事業成長を実現し、プロフェッショナルとして成果を上げます。

第16条 安全・安心を見据えたマーケティング

背景)

SNSをはじめとしたコミュニケーション技術の進展は企業が販売、マーケティング活動で発信する情報が社会に拡散、浸透するスピードを加速させています。

本文)

私たちは、

- ・ 市場ニーズや、それに伴う顧客課題の把握に努め、その課題を解決するためのマーケティング活動を進めます。
- ・ 常に事実に基づいた公正な内容と適切な表現に努め、お客さまにわかりやすく説明し誤解を与えないように努めます。

- ・ 高い倫理観を保ち、関連する法令を遵守し、他者を差別したり、尊厳を傷つけるような表現はしません。

第17条 安全・安心を高める技術開発

背景)

基盤技術である、川中から川下に至る幅広い最先端材料技術、分析・解析技術、評価技術および加工・製造技術をさらに磨き上げながら、時代が求める社会的価値を先んじて描き、化学の力を正しく使ってイノベーションを創造します。

本文)

私たちは、

- ・ 社会的に有用かつ安全で、お客さまが将来にわたって安心かつ豊かに暮らせるための製品・サービスの開発により社会に貢献します。
- ・ 製品の設計開発から廃棄までの製品ライフサイクル全体で、安全と健康の確保および環境の保護に努めることを公約し、環境・安全・衛生面の対策を実行します。

第18条 安全・安心の提供

背景)

持続可能な社会の実現のためには、私たちが提供する製品・サービスの品質と安全性が、社会から満足と信頼を得なければなりません。

そこで、経営トップ自らがリーダーシップを発揮し、安全性、信頼性を最重視し担保する体制を社内に構築・推進します。

本文)

私たちは、

- ・ 事業を展開する各国および各地域で、製品・サービスに適用される全ての法令および安全規格を満たすことはもちろん、社内の品質に係る規格・ルールを確実に守ります。
- ・ 製品の設計開発から流通、廃棄までの製品ライフサイクル全体で安全・安心が確保できるよう努めます。

第19条 安全・安心に関する情報へのアクセス

背景)

あらゆるステークホルダーの立場にたって、わかりやすい説明をすることや、安全で正しい使い方の表示を的確に行い続けることは、事故、トラブルの未然防止となるだけでなく、社会からの信頼と満足を得ることにつながります。

本文)

私たちは、

- ・ 事故、トラブルの未然防止につながるよう、製品の安全で正しい使い方を的確に表示します。
- ・ 事故、トラブルが発生した際には、速やかに原因の究明と再発防止のための適切な措置をとると共に、正確で迅速な情報開示に努めます。

第7章. 公正で誠実な取引活動

第20条 反腐敗・汚職防止

背景)

贈収賄や汚職は、健全な経済発展を阻害し、競争を歪めるため、各国・地域の法令で規制されており、違反に対しては厳しい罰則や制裁が科されます。

本文)

私たちは、

- ・ 贈収賄や汚職行為には一切関与せず、健全なビジネス活動を推進します。
- ・ 適用される各国・地域の贈収賄防止に関する法令並びに関連する社内規程や手続きを理解し、遵守します。
- ・ 私たちは、ビジネス上の不正な便宜を受けることを目的として、直接又は間接的に、国内外の公務員・民間企業の役職員等に対して、経済的利益の供与やその申込・約束を一切しません。また、自らの業務に関連して不正な便宜を図る見返りに、直接又は間接的に、経済的利益の收受や、その要求・約束もしません。
- ・ 贈収賄や汚職の可能性を認識した場合、職場の管理責任者や責任部門等決められた報告先に速やかに報告します。

第21条 競争法の遵守

背景)

市場における自由で活発な競争が失われると、お客さまの利益が損なわれ、市場経済全体の健全な発達に阻害されるため、カルテルをはじめとする競争制限行為は、各国・地域で規制されています。競争法への違反に対しては厳しい罰則や制裁が科されます。

本文)

私たちは、

- ・ カルテル、入札談合その他公正かつ自由な競争を不当に制限する行為をしません。
- ・ 適用される各国・地域の競争法並びに関連する社内規程を理解し、遵守します。
- ・ 同業他社と、製品の生産数量・販売価格、その他競争に影響を与える情報を交換しません。
- ・ 取引の内容や同業他社との接触の合法性について少しでも疑いを持った場合、職場の管理責任者や責任部門等決められた報告先に速やかに報告します。

第22条 安全保障と輸出取引管理

背景)

グローバル企業として、国際社会の平和と安定の維持に貢献することを求められており、そのために安全保障輸出貿易管理に関する適用法令や手続きを遵守し、私たちの貨物の輸出や技術の提供が国際的な脅威となることを未然に防ぐ必要があります。

本文)

私たちは、

- ・ 国内外の輸出管理や経済制裁に関する規制を遵守します。
- ・ 貨物、技術等の取引に際し、取引先、用途等を規定された手順にて確認したうえで、社内決裁、行政庁からの必要な許可の取得を行います。
- ・ 輸出管理の厳格なチェックを徹底し、国際的な脅威になるような取引の疑いを持った場合は、職場の管理責任者や輸出取引管理部門に相談します。

第23条 責任ある調達

背景)

調達先は、レゾナックグループの安全・安心・高品質な製品・サービスを社会に提供していくための重要なビジネスパートナーであり、相互理解と信頼関係の構築に努めなければなりません。

本文)

私たちは、

- ・ レゾナックグループの調達方針、サステナブル調達ガイドラインを遵守し、誠実で公正な取引を実践します。
- ・ 調達先を選定する際には、グローバルに門戸を開き、調達する資材の品質・信頼性・納期・価格・技術開発力・経営の安定性に加え、調達先の社会的責任への取り組みを評価し、合理的かつ公平な選定を行います。
- ・ 資源保護・環境保全や安全、人権等の社会的課題の解決のために調達先と共創します。

第24条 利益相反の防止

背景)

利益相反とは、会社の運営に従事する者としての社会的責任と、外部との関係によって得る利益が衝突・相反する状況を表します。利益相反は法的に何ら問題がない場合にも発生する可能性があり、利益相反があるからといって、それ自体がただちに違反とはなりません。私たちの信頼や誠実さに疑いをもたらす可能性があります。高い倫理観を持って誠実に利益相反があることを開示し、利益相反を適切に管理していくことが重要です。

本文)

私たちは、

- ・ 会社と自らの利害が対立することにより、会社の公正な姿勢が損なわれる、またはそのように第三者から疑われるような行為はしません。
- ・ 利益相反の可能性を認識した場合、職場の管理責任者や責任部門等決められた報告先に速やかに報告します。

第8章. 公平で公正な雇用・労働

第25条 多様性の尊重と公平・公正な機会の提供

背景)

誰一人取り残されることなく、全ての人の尊厳が確保され、誰もが等しく尊重されることは、国際社会によって承認された普遍的な価値です。多様な価値観を尊重し、オープンに関わり合い、個性を活かすことで、豊かな価値を創造・提供し、持続可能な社会の実現に貢献することが求められています。

本文)

私たちは、

- ・ 国籍、人種、性別、年齢、障がい、信仰、性的指向、性自認、退役軍人か否か等に関係なく、一人ひとりの個性に合わせた公平・公正な機会を提供すると共に、自分では気づきにくい偏見の排除と心理的安全性の確保を通じて、一人ひとりの能力が最大限発揮される職場環境づくりを推進します。
- ・ 多様性を認め合うオープンなマインドを持ち、私たちの個性を活かすことで生まれる新たな価値を社会に提供し、社会の持続可能な発展に貢献します。

第26条 公正な雇用慣行

背景)

公正な雇用慣行に基づく持続的な成長を志向し、国際的な労働原則を尊重し、雇用や登用における機会平等と差別撤廃に取り組むことが社会から求められています。

本文)

私たちは、

- ・ 国籍、人種、性別、年齢、障がい、信仰、性的指向、性自認、退役軍人か否か等に基づいて雇用や登用を判断しません。
- ・ 働く人がそれぞれの意思に基づき、事業を展開する各国・地域の適用法令が許容する範囲で労働組合を結成する権利、労働組合に参加する権利、団体交渉を実施する権利および平和的な集會に参加する権利並びにこれらの活動を控える権利を尊重します。

第27条 職場における人権尊重

背景)

健康的で安全な職場環境を維持するため、レゾナックグループで働く人が皆、相互に敬意をはらい、一人ひとりの尊厳と価値を尊重し合える職場環境を構築しなければなりません。また、管理責任者にはそのような職場環境を整える責任があります。

本文)

私たちは、

- ・ プロフェッショナルとしての高い基準と倫理観を保持し、尊厳と敬意を持って相互に接します。オープンな姿勢でさまざまな背景や文化、経験、意見を受け入れ、尊重し、多様性を活かします。
- ・ ハラスメント（属性や人格に関する言動等によって相手に不快感や不利益を与えたり、尊厳を傷つけたりする行動）やいじめ、不当な差別のない、健康的で安全かつ生産的な職場の維持に努めます。

- ・ 雇用・就業形態にかかわらずレゾナックグループで働く人に対するハラスメントを一切容認しません。不快な行動や相互尊重に反すると思われる行動を認識した場合、職場の管理責任者や責任部門等決められた報告先に速やかに報告します。

第28条 キャリア形成・能力開発の促進

背景)

従業員一人ひとりに、自分のキャリア形成に当事者意識（キャリアオーナーシップ）を持ち、自分の才能・潜在能力を信じ、研鑽し、それを社会やレゾナックグループに価値として還元する責任があります。

本文)

私たちは、社内外の人々との真摯な対話を通じ、自身の価値観、強みを再発見します。多様な人々との対話、課題解決に向けた協働、プロフェッショナルとしての価値提供を通じ、新しい自分と出会い、周囲も自身も成長していく「共創型の成長」を志向します。

部下を持つマネージャーは、

- ・ 部下それぞれの価値観、強み、潜在能力、ライフ・キャリアへの多様な志向を理解し、部下のキャリア形成・能力開発を支援します。
- ・ チームの心理的安全性を醸成すると共に、個人の失敗はチームの学習の機会と捉え、個人の成功はチームの称賛の機会と捉えることで、仕事を通じたアイデアの創発、チャレンジを促進します。

会社は、

キャリアオーナーシップを持ち、自身の価値を社会で表現しようとする人材を支援します。ライフとキャリアへの多様な志向があることを理解し、多様なニーズ・志向に合わせた学習・成長の機会獲得を支援します。

第9章. 会社資産の取扱い

第29条 会社資産の保全

背景)

会社の資産は正当な業務目的にのみ使用されるべきものです。会社の資産には、設備等の形ある資産だけでなく、ブランド、商標、特許、ノウハウ、機密情報、情報システム等の無形資産も含まれます。

本文)

私たちは、

- ・ あらゆる会社の資産を損失、損害、誤用、盗難、破壊から保護します。
- ・ 会社の資産を、関連する社内規程に則って、正当な業務目的にのみ使用します。
- ・ 自らが保有・生み出したレゾナックグループの資産またはお客さまやビジネスパートナーからお預

かりした資産を利用して、個人的な利益を追求、取得しません。

第30条 知的財産の尊重

背景)

発明等の知的財産が競争力の源泉であると共に社会的課題の解決に貢献する力であること、有効な知的財産権は不可侵の財産権であることを認識する必要があります。

本文)

私たちは

- ・ 会社の持続的な成長と企業価値向上の指標である知的財産を早期に権利化します。
- ・ 他者によるレゾナックグループの知的財産権の侵害に毅然と対応します。
- ・ 他者の知的財産権を尊重し、また、営業秘密の不正取得・不正使用をしません。
- ・ 将来を見据えた知的財産網を戦略的に構築し、活用します。

第31条 個人情報の保護

背景)

個人情報は、人権のひとつであるプライバシーの権利に関わる重要な情報です。グローバルに事業を展開するためには、世界中のお客さま、ビジネスパートナー、株主や従業員の個人情報を扱うことが不可欠であり、自国のみならずビジネスを行う国や地域の法令を理解し遵守したうえで、個人情報を適切に管理し、取扱わなくてはなりません。

本文)

私たちは、

- ・ 事業を展開する各国・地域において適用される個人情報の取扱いに関する法令および関連する社内規程を理解し、遵守することにより、個人情報の保護を徹底します。
- ・ 適切な個人情報の取扱いを定めた移転契約の締結等、各国・地域の法令で求められている適切な手続きを行います。

第10章. 情報開示と広報活動

第32条 適時・適切な情報開示

背景)

業務の一環として作成する事業活動状況および財務記録は、レゾナックグループの事業上の決断や運営にとって重要な情報です。株主や投資家の信頼に応えられるように、会社情報を適時・適切に情報開示をする責任があります。

本文)

私たちは、

- ・ 各国・地域において適用される会社情報の開示に関する法令および関連する社内規程に則り、会社

情報を適正な時期に適正な方法で開示します。

- ・ 財務情報のみならず、経営理念や製品・技術情報、環境・社会パフォーマンスデータ、リスク・ガバナンス情報、寄付等の非財務情報についても、自主的かつ積極的に発信します。

第33条 正確な記録と報告

背景)

会計帳簿や財務関係記録の不正は、株主・投資家に損害を与えるばかりでなく、結果的に、社会からの信頼関係を壊し、会社の存立そのものを危うくします。

本文)

私たちは、

- ・ 適正な会計処理基準および関連する法令に則り、会計帳簿や財務関係情報の記録を作成します。事業活動に関するあらゆる記録と報告は、抜け漏れなく、事実を正確に表記するものとします。
- ・ 会計処理、資産管理等の社内申請・承認・記録を適切な内部統制がはたらく手続きを経て行います。

第34条 株主・投資家との対話

背景)

コーポレートガバナンス・コードにおいて、企業は株主・投資家と建設的な対話を行うことを求められており、株主・投資家の声に耳を傾けることは共創を実現するうえでも重要です。

本文)

私たちは、

- ・ 持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために、公正で透明性の高い情報開示を適時、適切に行います。
- ・ 株主・投資家との建設的な対話を通じて、株主・投資家から得られた意見を企業活動の改善に活かし、企業価値の更なる向上を目指します。

第35条 インサイダー取引の防止

背景)

業務に関連して知り得た未公表の重要事実（新株発行、業績予想の修正、他社との業務提携等の投資家の投資判断に影響を及ぼす情報）を利用して証券取引を行うインサイダー取引は、証券市場の信頼性を損なうため各国・地域の法令で規制されています。

本文)

私たちは、

- ・ 各国・地域において適用されるインサイダー取引に関する法令および関連する社内規程を理解し、遵守します。
- ・ レゾナックグループ、取引先やお客さまに関する未公表の重要事実を知った場合、当該事実と関連する株式売買その他の証券取引を行いません。
- ・ インサイダー取引を誘発するような行動を認識した場合、職場の管理責任者や責任部門等決められ

た報告先に速やかに報告します。

第36条 メディア対応と公的発言

背景)

国際社会からの信頼を維持するため、自社を代表する発言内容には一貫性があることが求められます。書面やオンライン上で公に発言したものは、長い期間閲覧可能な状態におかれることが多く、発言の取り消しが容易ではないため、公的に発言する際は注意する必要があります。またオンライン上ではプライベートと業務上の立場が混在しがちであるため、明確に区別する必要があります。

本文)

私たちは、

- ・ 事業活動に関する情報を、広報部門の適切な仕組みを通じて報道陣や記者等のメディアに提供しません。
- ・ メディアからの問い合わせに回答する場合や、メディアに接触する場合は、事前に広報、IR その他メディアとの対応権限を付与された部門の了解を得て行います。
- ・ プライベート・業務のいずれにおいてもレゾナックグループの役員・従業員としての責任を自覚してソーシャルメディアを利用します。個人の立場やアカウントでレゾナックグループに関連した情報発信をする際には、関連する社内規程や方針を遵守し、自社を代表して意見表明をしているといった印象を与えないようにします。
- ・ レゾナックグループについて否定的な意見や回答を要求するサイトや投稿を発見した場合には、職場の管理責任者や責任部門等決められた報告先に速やかに報告します。

第11章. 危機管理の徹底

第37条 危機管理体制の整備

背景)

事業を取り巻くリスクが複雑化・多様化する中、適切にリスクを管理して、自社のみならず社会に対する影響を最小化することが求められています。

本文)

私たちは、

- ・ 自然災害、テロリズム、サイバー攻撃、紛争、その他の緊急事態に備えて、定期的にリスクを洗い出し、そのリスクを評価し、未然に防ぐ方策や被害を軽減する対策を行います。
- ・ 危機管理に関する方針やマニュアルを整備し、有事には、従業員・地域・社会の安全確保や秩序維持のため、適切な行動をとります。

第38条 反社会的勢力の排除

背景)

反社会的勢力と一切の関係をもたないことは社会的な要請として強く求められていますが、反社会的勢力はその存在の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を進めており、その正体に気付かず結果的に取引を行ってしまうリスクがあります。

健全な市民社会の形成に寄与するという社会的責任を果たすためには、主体的に反社会的勢力との関係を遮断する体制を構築、機能させなければなりません。

本文)

私たちは、

- ・ 反社会的勢力との取引が、反社会的勢力の活動を助長すること、レゾナックグループの事業活動に大きなリスクをもたらすことを理解し、一切の関係を遮断します。
- ・ 反社会的勢力との関係遮断を進めるために各国・地域において適用される法令および関連する社内規程を遵守します。
- ・ 新規の取引先や寄付先については、関連する社内規程に従って審査を受け、反社会的勢力への関与を未然に防止します。
- ・ 反社会的勢力と思われる団体・人物からの接触があった場合、職場の管理責任者や責任部門等決められた報告先に速やかに報告します。

第39条 テロ・紛争の脅威に対する危機管理

背景)

国内外を問わず、テロ・紛争等の事件・事故に巻き込まれる可能性があることを念頭に、従業員の安全意識を高め、組織的に安全対策を進めることが求められています。

本文)

私たちは、事業を展開する国・地域のテロ・紛争のリスクを理解し、積極的に情報収集や安全対策を行います。

第40条 情報セキュリティの確保

背景)

年々その数と巧妙度を増すサイバー攻撃は、世界的な脅威となっており、情報セキュリティの重要性が高まっています。

私たちは情報セキュリティに関する社内規程に則って情報資産を守ることにより、社会からの信頼を守ります。

本文)

私たちは

- ・ 仕事において一人ひとりが手にし、あるいは生み出す情報は、ひとたび悪意ある攻撃者に渡ることによって、競争力や事業継続への深刻な影響を及ぼすだけでなく、国や人々の安全をも脅かす危険な武器となりうることを認識します。
- ・ 信頼の賜物とも言える情報資産を、情報セキュリティに関する社内規程に則り、権限のない人物がアクセスできないよう徹底し、当該情報の紛失、破損、改変、不適切な開示を防ぐための安全管理を徹底します。

- ・ 業務上取得した情報や会社が保管する情報を、個人的な利益を得るために使用したり、持ち出ししたりしません。
- ・ 情報セキュリティ事故の疑いが生じた場合、職場の管理責任者や責任部門等決められた報告先に速やかに報告します。

第41条 災害リスク対策

背景)

事業を展開する国や地域において大規模災害が発生した場合に備え、日頃から防災・減災に努めることはもちろん、地域やビジネスパートナーに支えられた地域社会の一員として、被災した地域社会と共生を図ることは重要です。

本文)

私たちは、

- ・ 想定し得る大規模災害の発生に備えたBCP（事業継続・復旧計画）の策定を含む実効性のある管理体制を整備して、社会インフラの維持に必要な製品の供給継続等お客さまへの供給責任を果たします。
- ・ 危機的な被災状況にあっても、地域の人々の尊厳と権利が尊重されるように配慮することを忘れず、災害救助から復興まで地域社会の自律的な復興を積極的に支援します。

第12章. オープンなコミュニケーションによる相談・報告

背景)

法令違反や不正行為の懸念事項を認識したら、見て見ぬふりをせずに決められた報告先や通報窓口へ報告または通報し、組織内で不正を早期に発見・調査・是正して自浄作用を機能させることは、企業が社会的責任を果たすために重要なことです。

第42条 上長・同僚への相談・報告

本文)

私たちは、

- ・ 安心して働ける職場を自分たちで守るため、高い倫理観を持って企業倫理上問題のある行為や業務に関する違法な行為およびそのおそれがあると気付いた場合、職場の管理責任者や責任部門等決められた報告先に速やかに報告します。
- ・ 日頃から疑問や懸念点について相談・報告できるよう、上長や同僚等周囲の人たちとのオープンな関係づくりに努めます。

第43条 率直なコミュニケーションの尊重

本文)

私たちは、

- ・ 相談・報告された問題の調査・解決のために協力を求められた場合は、真摯に協力します。
- ・ 相談・報告した個人を特定する情報や相談内容に関する情報について守秘義務を徹底します。
- ・ 誠実に相談・報告を行った人や、問題の調査・解決に協力した人に対するいかなる不利益な取扱いも許しません。

第44条 会社が用意する相談先の活用

本文)

会社は、

- ・ 社内の自浄作用を強化するため、従業員が相談しやすい環境を整備します。
- ・ 法令や社内規程の違反について、レゾナックグループで働く誰もが相談・報告できる相談窓口を社内外に用意し、誠実に対応します。
- ・ 周りの人に相談・報告しづらい場合でも、勇気を持って相談・報告することを推奨します。

第13章. リーダーの役割

第45条 ガバナンス体制の構築

背景)

持続的な成長の実現には、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を可能にするコーポレートガバナンス体制の構築・運用により、国際社会から信頼・評価されることが必要です。

本文)

会社は、持続的成長を実現するために、コーポレートガバナンス体制の充実に取り組んでおり、その状況について開示すると共に、株主・投資家と建設的な対話を進めます。

第46条 経営陣のコミットメント

背景)

経営を預かる責任者が本行動規範や法令・規程を積極的に理解し遵守することを、従業員を含むステークホルダーに表明することは、社会の理解と信頼を得るのみならず、パーパス（存在意義）や持続可能な社会の実現につながります。

本文)

経営を預かる責任者は、

- ・ 自らの行動が組織風土の形成に最も影響を及ぼすことを自覚し、高い倫理観を持って、本行動規範はもとより、法令・規程を率先して遵守します。
- ・ 自らの行動がレゾナックグループのパーパス・バリューに合致したものであるかを常に判断基準とします。
- ・ 担当領域・組織において規程・法令遵守と誠実な行動をとることが常に確保されるための仕組みを整え、周知徹底します。

第47条 マネージャーのリーダーシップ

背景)

部下を持つマネージャーは、会社から与えられた権限を行使するうえで、組織のマネジメントや部下に対し自らの行動で範を示す役割・責任を担っています。

本文)

部下を持つマネージャーは、

- ・ 経営方針と本行動規範に基づき、担当する組織の戦略実行を通じてレゾナックグループのパーパス（存在意義）を実現するために、メンバーの意欲、成果、および倫理観が持続的に高いプロフェッショナルな組織を形成します。
- ・ バリューを体現するプロフェッショナルとしての手本となるべく、率先垂範して、とるべき行動を一貫してとり続けます。
- ・ 部下それぞれの価値観、強み、潜在能力、ライフ・キャリアへの多様な志向を理解し、部下のキャリア形成・能力開発に必要なサポートをし、学習と成長の機会を提供します。

第48条 緊急事態発生時のコミットメント

背景)

緊急事態発生時は、速やかに事実関係の調査、根本原因の究明、再発防止策の検討を行い、十分な説明責任を果たすことで、社会および従業員からの信頼回復とそれを通じた企業価値の維持・向上を図ることが重要です。

本文)

リーダーは

- ・ 不祥事予防のために、不正リスクの発現を早期に発見する仕組みをつくり、不正の疑義に対しては迅速に対処します。
- ・ 法令違反を早期に把握し、速やかに事実関係の調査、根本原因の究明、再発防止策の検討を行うと共に、社会に対する説明責任を果たします。
- ・ 同様の違反や類似の構図が他部署や他部門、他のグループ会社にも存在していないか確認し、存在していた場合は共通の原因となる課題を解決し、業務改善を行います。

附則

1998年1月制定 企業行動規範
2012年1月制定 私たちの行動規範
2020年5月改定
2022年11月1日改定

以上